

増税・国民負担増があいつぐ今だから...

知らないで
損!

税金還付はいつでも、5年前の分までできる

よくある マチガイ

- ① 3月15日すぎると申告できない
3月15日は税金の納付期日です。区役所でも間違えるほどですが、還付の申告は一年中、いつでもできます。
- ② 年金が400万円以下だから確定申告は必要ない
申告不要でも源泉徴収分を還付申告できます（遺族年金、障害年金は無税）。
- ③ いちど確定申告してあると、さかのぼれるのは1年
一昨年の分から、5年前にさかのぼれるよう変わりました。この場合、正確には「更正の請求」という手続きになります。

還付の 対象は

- 税法上の障害者（下図参照）やその扶養者
 - 多額の医療費を支出した人
 - 政党や日赤などへ寄附をした人
 - 年途中で退職し、年末調整していない人
 - マイホームの住宅ローンがある人
 - マイホームに改修工事をした人
- （注）細かな決まりについては、お気軽にご相談いただくか、税務署におたずね下さい。

要介護の高齢者は扶養控除との組合せ等で大きな額に

納税者自身または配偶者控除や扶養控除の対象者が障害者の場合、所得税、住民税の所得控除（一般障害1人27万円、特別障害者は40万円）が受けられます。また、いろいろな条件が加わった場合の控除額が細かに決められており、組み合わせによって意外な多額になる場合がありますので、よく調べて見ましょう。

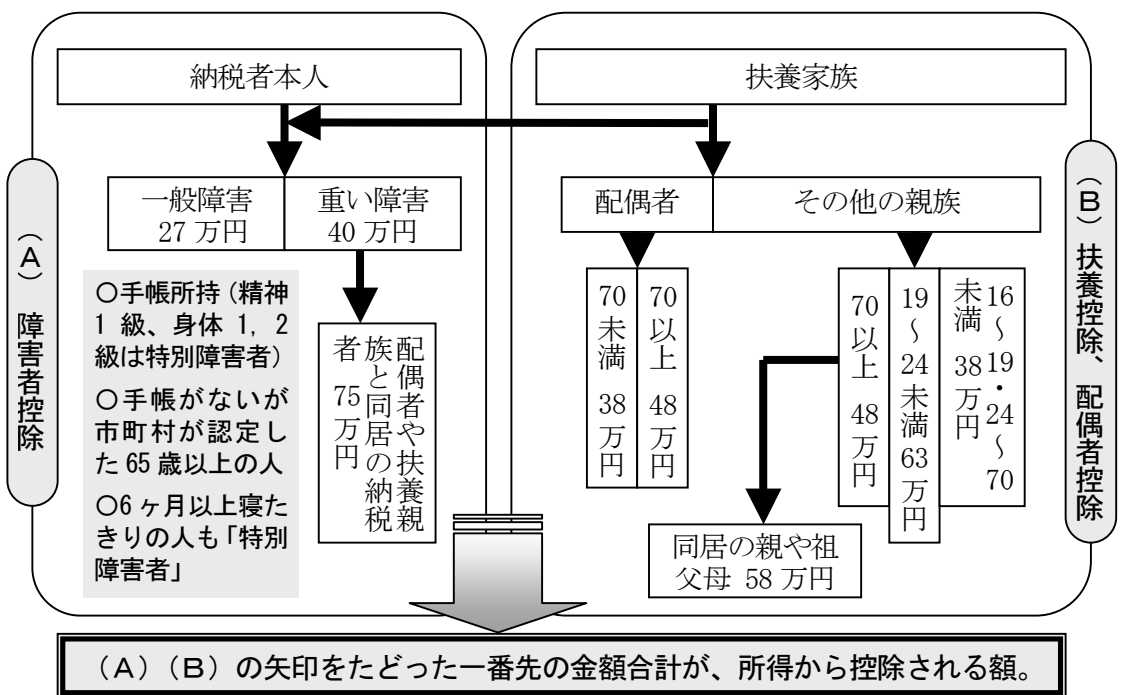


5年さかのぼれる
ようになって...

- ① 今まで還付の請求をしていなかった人は、過去5年分の還付が受けられる。
- ② 一昨年以前は扶養控除改悪前の規定が適用されるので、今は該当しない16歳未満の親族の分も、3年分還付を請求でき、控除額も大きい。
- ③ 自営業者など、確定申告して、1年のさかのぼり（更正請求）しかできなかった人も、あらためて請求できる。

*障害者控除は従来から、5年遡及（さかのぼり）が認められています。

障害者と配偶者、扶養親族の控除の早見図



配偶者や扶養親族の年齢などで加算され、最高133万円にも

納税者に生計をともにする配偶者や扶養親族がある場合は、その年齢や同居の有無で差があります。たとえば特別障害者の配偶者や親族と同居の場合、障害者控除が75万円となり、扶養控除（1人58万円）とあわせて133万円になります。税率10%で納めていれば13万円が戻ります。

右にかんたんに試算できる早見図がありますので、参考にして下さい。

扶養者控除の改悪・削減の中でも同居の特別障害者控除には上乘せ

一昨年分から扶養控除は、16歳未満が除外、控除額も削減されました。しかし、同居する70歳以上で寝たきりの親など特別障害者には障害者控除が増額され、今までの額が維持されています。

井上さとし
参議院議員



障害者手帳のない人も障害者控除の対象になることはほとんど知られていませんでしたが、日本共産党などの指摘を国税庁や市町村が認め、控除を受けられる道が大きく広がりました。みなさん

もぜひ、活用して下さい。それにしても、来年からの消費税増税など庶民いじめの悪政を変えなければなりません。私たちはこれからの国会で全力をあげてがんばります。



佐々木憲昭
衆議院議員